

6

離島地域の雇用創出を図り、地域経済を活性化するため
離島で旅館業を営む企業を支援します

離島の旅館業に係る特例措置

対象地域 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納島に限る）、うるま市（津堅島に限る）、南城市（久高島に限る）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

対象事業

旅館業

- 旅館・ホテル営業
 - 簡易宿所営業（いわゆるゲストハウスも含む）
- ※店舗型性風俗特殊営業等を除く



写真提供：沖縄観光コンベンションビューロー

	特例項目	特例措置の概要
国 税	①特別償却	設備取得価額（限度額10億円）の8%を特別償却
	②事業税の免除	対象設備の新・増設又は改修から最大5か年間、事業税を課税免除
	③不動産取得税の免除	以下の設備の新・増設又は改修に係る不動産取得税を課税免除 ・対象設備である家屋 ・家屋の敷地である土地の一部
	④固定資産税の免除	新・増設又は改修した家屋、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後最大5年度分を課税免除

※対象となる設備は、新設・増設もしくは改修であって、取得価額の合計額が資本金の規模に応じて定められた額以上となるもの

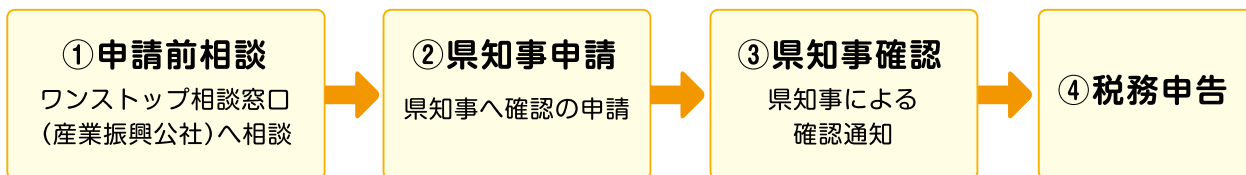
資本規模	個人又は 1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上	500万円以上	特例無し

※土地に対する課税免除は、土地取得の日の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限る。

※固定資産税の免除は、条例を制定している自治体に限る。

活用にあたっての手続き

離島の旅館業に係る特例措置を活用するための手続きは、以下のとおりとなります。※他の特例措置はP9～10参照



制度
担当課

沖縄県企画部地域・離島課

TEL: 098-866-2370

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chiikirito/ritoushinnkouzeisei.html>



詳しくは、産業振興公社に設置しているワンストップ相談窓口（P2、裏表紙参照）にご相談いただくか、「離島の旅館業に係る特例措置の手引き」（制度担当課HP参照）をご確認ください。

特例措置を受けるまでの流れ

所得控除

事業認定を受ける場合

適用制度

情報特区、物流地域、経金特区

適用措置

国税(所得控除、エンジェル税制)



事前相談

沖縄県の制度担当課または産業振興公社に設置されているワンストップ相談窓口へ事前にご相談ください



県知事申請

県知事に事業認定を申請



県知事認定

県知事による事業認定



主務大臣申請

知事の認定を受けた事業の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請
※経済金融特区は無し



主務大臣確認

※経済金融特区は無し



税務申告

法人設立後最大10年間

事業認定要件

- ①対象地域内で設立された法人であること
 - ②対象地域内に本社又は主たる事務所を有すること
 - ③従業員を一定数以上雇用していること
- 等、法令で定める各種要件を満たしている必要があります。

確認基準の概要

- ①付加価値額:申請の前事業年度より年平均1.5%以上増
- ②給与額:申請の前事業年度より年平均1.5%以上増(雇用者数は維持)
- ③雇用者数:申請の前事業年度より1名以上増

※申請にあたって、①の目標値は必須、②と③の目標値はいずれかを選択

※注意事項

- 税制上の特例措置を受けるためには、**特例を受ける事業年度内に知事の認定及び主務大臣の確認**が必要になります。
- 申請書の提出から、県知事認定・主務大臣確認を受けるまでに**2ヵ月以上**要しますので早めにご相談ください。
- 認定期間中は、毎年、事業年度終了後1ヵ月以内に、実施状況の報告書をご提出いただく必要があります。

特例措置を受けるまでの流れ

投資税額控除

特別償却

地方税

措置実施計画の認定を受ける場合

適用制度

観光地域、情報地域、産業イノベ地域、物流地域、経金特区

適用措置

国税(投資税額控除、特別償却)

地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)

※離島旅館業はP8参照



事前相談

産業振興公社に設置されているワンストップ相談窓口へ事前にご相談ください



県知事申請

県知事に措置実施計画の認定を申請
ワンストップ相談窓口にて特例の対象となる認定申請書の作成支援が受けられます。



県知事認定

県知事による措置実施計画の認定



主務大臣申請

知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請 ※経済金融特区は無し



主務大臣確認

※経済金融特区は無し



措置実施



税務申告

措置実施計画に記載する主な項目

- ①達成しようとする目標
- ②内容及び実施期間
- ③実施体制
- ④必要な資金の額及びその調達方法

確認基準の概要

- ①付加価値額: 基準となる事業年度より年平均1.5%以上増
 - ②給与額: 基準となる事業年度より年平均1.5%以上増(雇用者数は維持)
 - ③雇用者数: 基準となる事業年度より1名以上増
- ※基準となる事業年度は、措置を開始する事業年度の前事業年度
- ※いずれも投資計画を実施する事業所ベース
- ※申請にあたって、①の目標値は必須、②と③の目標値はいずれかを選択

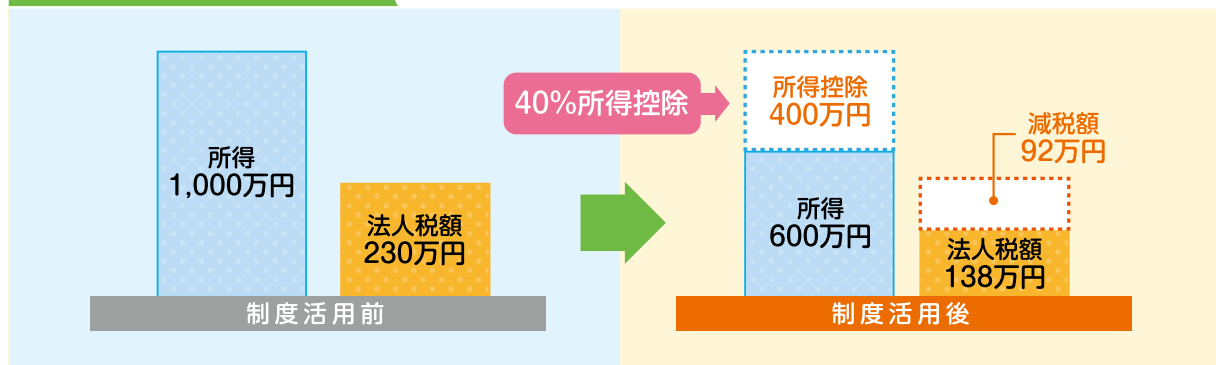
※注意事項

- 税制上の特例措置を受けるためには、対象資産の取得等の前に、措置実施計画についての知事の認定及び主務大臣の確認が必要になります。
- 申請書の提出から、県知事認定・主務大臣確認を受けるまでに2ヵ月以上要しますので早めにご相談ください。
- 実施期間中は、毎年、事業年度終了後1ヵ月以内に、実施状況の報告書をご提出いただく必要があります。

税制上の特例措置を 活用した場合の効果(イメージ)

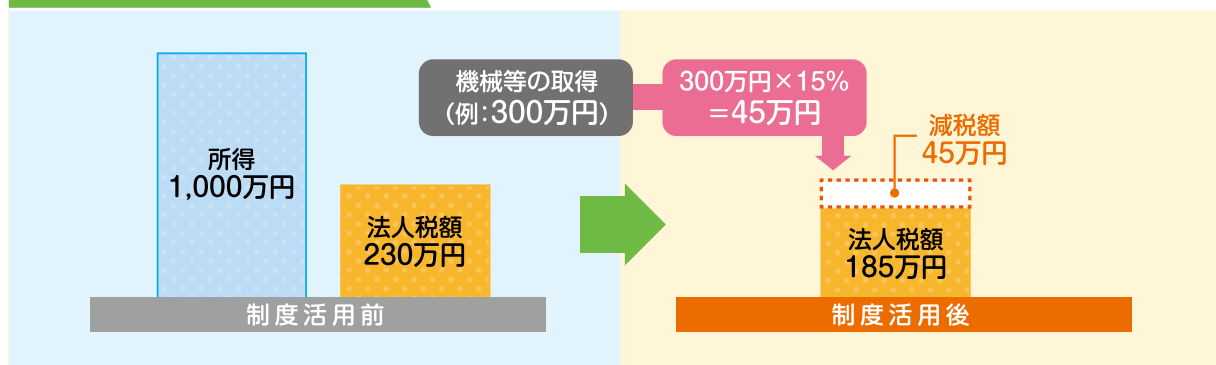
① 所得控除

法人税の課税対象所得の最大40%を損金として算入できます
※法人税率を23%として計算



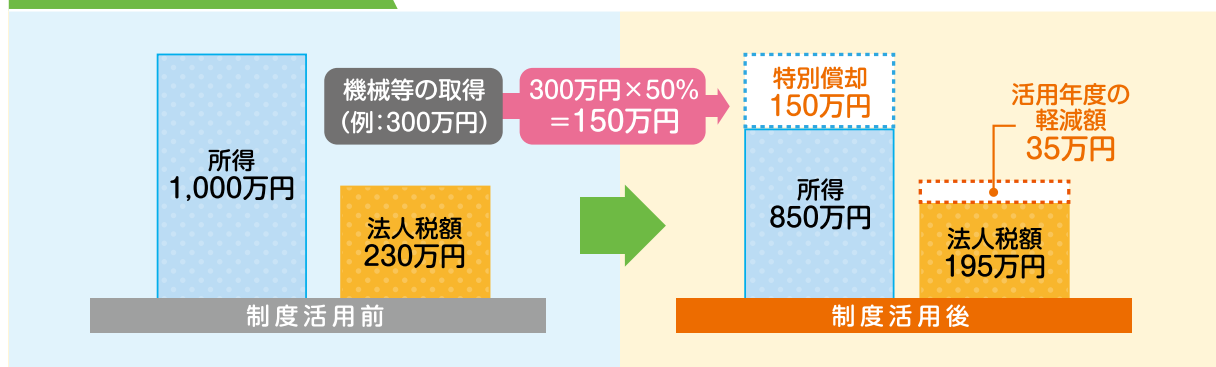
② 投資税額控除

機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を法人税額から控除することができます ※法人税率を23%として計算



③ 特別償却

機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を特別償却費として経費に算入できます ※法人税率を23%として計算



- ① 所得控除を活用した場合、法人実効税率は**約20%**となります。
(令和6年現在、日本の標準税率は29.74%)
- ② 投資税額控除は、4年間繰り越すことが可能となっており、**当該年度が赤字でも活用することが可能です。**
- ③ 国税の特例措置のうち、**特別償却は個人事業主も活用可能**です。

設備投資に対する租税特別措置の比較

設備投資を行った際に活用できる租税特別措置の比較(一例)は次のとおりです。

	〈沖縄の特別措置〉	〈全国※で活用できる特別措置〉 ※沖縄県含む	
	産業イノベーション促進地域	中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制
対 象 者	●法人(中小企業者に限らない) ●個人事業主	●中小企業者等※ ●従業員千人以下の個人事業主	●中小企業者等※ ●個人事業主
計画認定	必 要	な し	必 要
対象事業	●製造業 ●道路貨物運送業 ●倉庫業 ●卸売業 ●自然科学研究所 ●電気業(一定の要件あり) ●ガス供給業(一定の要件あり)	●製造業 ●建設業 ●農業 ●卸売業 ●小売業 ●情報通信業 ●宿泊業 - など	●中小企業投資促進税制の対象事業
対象設備	建物・建物附属設備・構築物 (一の生産等設備の合計が1,000万円超)	—	建物附属設備 (60万円以上)
	機械・装置 (一の生産等設備の合計が100万円超)	機械・装置 (1台160万円以上)	機械・装置 (1台160万円以上)
	器具・備品 (一の生産等設備の合計が100万円超)	測定工具・検査工具 (1台120万円以上、又は1台30万円以上かつ事業年度で複数合計120万円以上)	工具・器具・備品 (1台30万円以上)
	—	一定のソフトウェア (一のソフトウェアが70万円以上、又は事業年度で複数合計70万円以上)	ソフトウェア (一のソフトウェアが70万円以上)
	—	貨物自動車 (車両総重量3.5t以上)	—
	—	内航船舶 (取得価額の75%が対象)	—
新品・中古の要件	税額控除(新品) 特別償却(新品・中古)	新品	新品
税額控除	機械・装置、器具・備品(15%) 建物・建物附属設備・構築物(8%) ※税額控除繰越(4年)	7%(個人事業主及び資本金3千万円以下の法人のみ対象) ※税額控除繰越(1年)	7%(個人事業主及び資本金3千万円以下の法人は10%) ※税額控除繰越(1年)
特別償却	機械・装置、器具・備品(34%) 建物・建物附属設備・構築物(20%)	30%(資本金3000万円超1億円以下の法人は特別償却のみ適用)	即時償却(100%)
地方税の特例	【対象資産の課税免除】 事業税、不動産取得税、 固定資産税、事業所税 ※5年間	—	自治体の条例に基づき 固定資産税(最大3年間)の減免

※令和6年度時点の比較

※中小企業者等:資本金額1億円以下の青色申告法人、農業協同組合等

制度活用に関する



Q1

国税や県税、市町村税の特例措置は、県外事業者でも対象になりますか。

A 県内事業者、県外事業者を問わず対象になります。ただし、青色申告をしていること等の各種要件が定められている場合があります。

Q2

個人事業者も国税の特例措置を活用できますか。

A 青色申告をしていれば、特別償却制度は活用可能です。

Q3

赤字の事業者にとってはメリットはないのでしょうか。

A 適用できる税目(固定資産税など)によっては、赤字の事業者であっても税制特例を受けられる場合があります。また、初年度が赤字であっても、控除額を最大4年間繰り越せる制度(投資税額控除)などがあります。

Q4

対象地域は、本店又は主たる事務所の所在地のことでしょうか。

A 所得控除を活用する場合は、本店又は主たる事務所の所在地となります。一方、投資税額控除や特別償却を活用する場合の対象地域は、実際に設備投資を行う地域のことです。本店が対象地域外にあっても、指定された地域で設備投資を行えば、制度を活用できます。

Q5

機械装置や器具備品のリースでも税制特例の対象となるのでしょうか。

A リースの場合でも、制度を利用できる場合があります。

Q6

中古品を取得した場合も対象になりますか。

A 中古品を取得した場合は、投資税額控除は活用できませんが、特別償却は活用可能です。

Q7

助成金を活用した場合は対象になりますか。

A 対象になる場合があります。

Q8

一つの機械・装置だけで下限取得価額(機械・装置:100万円)を超える必要がありますか。

A 一つの機械・装置だけでなく、措置実施計画に基づき取得した対象事業の用に供する機械・装置(制度によっては器具・備品含む)の合計額で判断します。

Q9

賃借している物件に建物附属設備(空調や変電設備等)だけを新設した場合は対象となりますか。

A 対象となりません。建物附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ、制度を活用することができます。

Q10

設備投資を行っていなくても税制特例措置を受けることはできますか。

A 所得控除は、設備投資の有無に関わらず、適用可能です。

Q11

国税の特例措置を受けていませんが、県税や市町村税の特例措置を受けることはできますか。

A 国税における特例措置の適用可否に関わらず、県税や市町村税の特例措置を受けられる場合があります。この場合でも、知事による措置実施計画の認定等、各制度に定められた手続きを取ることが必要となります。

Q12

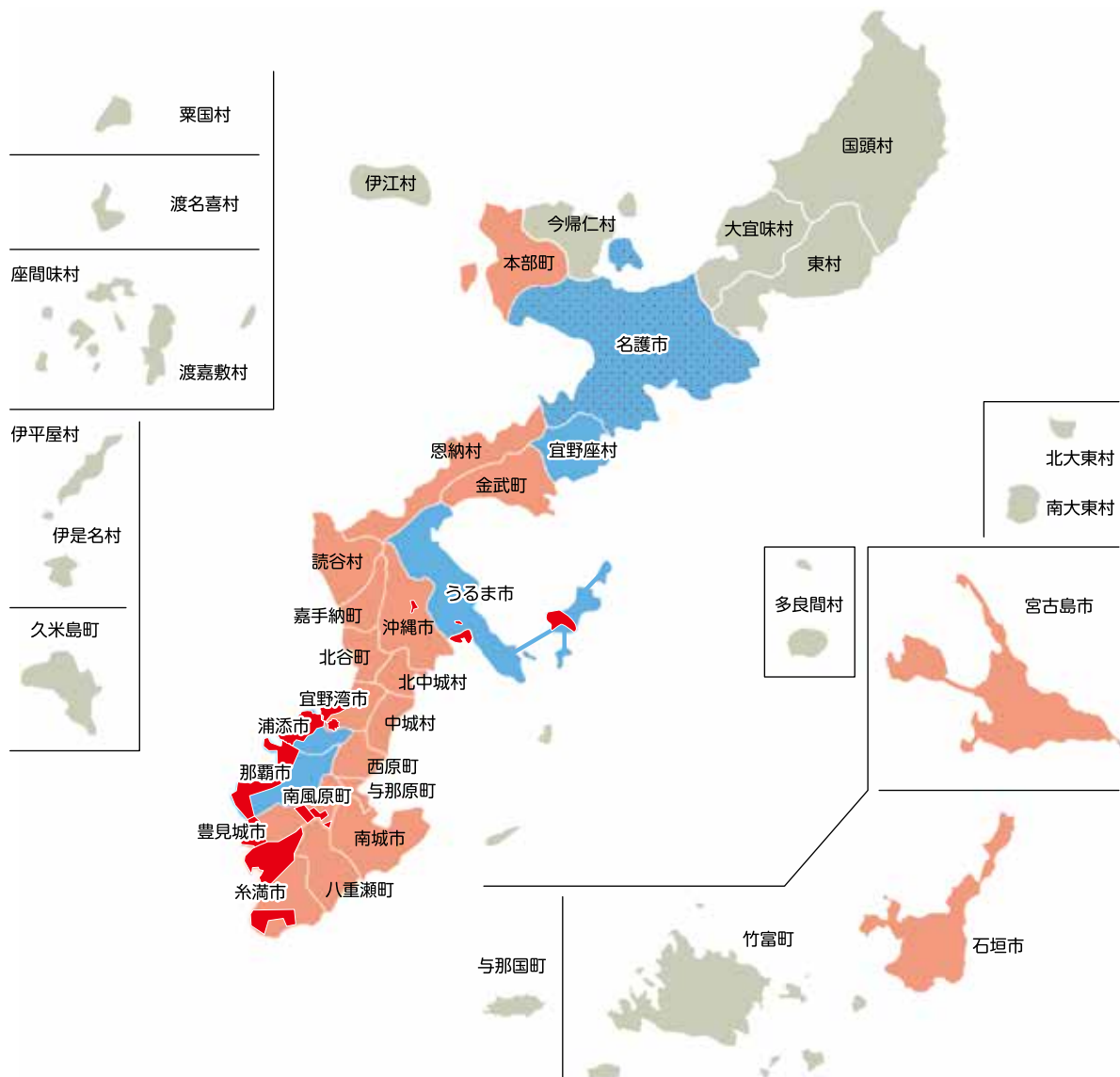
設備投資後に措置実施計画の認定申請を行っても大丈夫ですか。

A 設備投資前に県知事による措置実施計画の認定等、各制度に定められた手続きを取ることが必要となります。申請から県知事の認定及び主務大臣の確認まで2ヵ月以上要することもありますので、早めの申請をお願い致します。



沖縄の特区・地域制度の指定区域

県内全域	観光地形成促進地域	県内全域	産業イノベーション促進地域
	情報通信産業振興地域		情報通信産業振興地域 + 情報通信産業特別地区
	国際物流拠点産業集積地域		経済金融活性化特別地域



●「離島の旅館業に係る特例措置」の対象地域はP2、P8に記載しています。

制度活用に関するご質問にお答えします。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL:098-894-6377 HP:<https://www.zei-tokku.okinawa/>

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター 4階 営業時間8:30~17:15(土日・祝日を除く)



沖縄県企画部企画調整課

TEL.098-866-2026 FAX.098-866-2351

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/index.html>

令和7年5月

